

12 地震の影響による上下水道料金の減免について

お問い合わせ 上下水道課 電話 55-3123 (直通)

- 能登半島地震で住宅被害を受けた方及び漏水等で通常の使用量より著しく使用量が多量となった方に対し、水道料金及び下水道使用料を減免します。
- 能登半島地震に係るり災証明書の被害の程度が「半壊」以上の場合、1月検針分の水道料金及び下水道使用料を全額免除します。
- 能登半島地震により水道管が破損し漏水した場合、または、能登半島地震に起因し不可抗力によって通常使用量より著しく多量となった場合は、通常の使用水量を超えた水量分の水道料金及び下水道使用料を免除します。
- 令和6年1月1日以前の2年間に漏水による水道料金及び下水道使用料の減免を受けた方も対象となります。

1 家屋被害による水道料金、下水道使用料の免除（被害の程度が「半壊」以上）

要件等	区分・内容
要件	り災証明書の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合
減免内容	令和6年1月検針分の水道料金及び下水道使用料を全額免除します。
申請者	水道及び下水道契約者
提出書類	①水道料金減免申請書、②り災証明書のコピー
申請期限	令和6年7月31日(水)

2 地震に伴う漏水等による水道料金、下水道使用料の減免

要件等	区分・内容
要件 ※①、②のいずれかに該当すること	① 漏水箇所の修理を終え、修繕報告書の提出（水道料金減免申請書の水道業者記入欄への記入・押印）があった場合 ② 地震に起因し不可抗力によって通常の使用量より著しく多量になった場合
減免内容	令和6年1月検針分と2月検針分の水道使用水量及び下水道使用水量について、通常使用水量（通常使用水量が基本水量以下の場合は基本水量）を超えた水量分の水道料金及び下水道使用料を免除します。
減免対象期間	令和6年1月検針分と2月検針分のみ
申請者	水道及び下水道契約者
減免認定方法	佐渡市指定給水装置工事事業者による確認報告、又は職員による現地確認
提出書類	水道料金減免申請書
申請期限	令和6年8月30日(金)